【別紙４】　公 募 条 件 の 概 要 （素案）

１　民営化（譲渡又は貸付け）に係る事業者の条件

次に掲げる条件を全て満たすこと。

（１）法人格を持つ事業者であること。
（２）長野県内に事業所（本社、支社又は営業所等）を有すること。
（３）施設の運営に意欲を有し、継続的・安定的な運営をすることについて、資金の調達、人材の確保等が十分に可能であること。
（４）法人及びその代表者並びに役員等が次の全ての項目に該当しないこと。
ア　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当する者
イ　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の２第 11 項の規定により、指定管理者の指定の取消しを受けたことがある者
ウ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続中の者
エ　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者及び禁固刑以上の刑に処せられている者
オ　佐久市暴力団排除条例（平成 24 年佐久市条例第１号）第２条第１項第１号に規定する暴力団に該当する者
カ　市税その他租税を滞納している者
キ　法人所轄庁から、必要な措置の命令、業務の停止命令、役員の解職勧告又は解散命令を受けている者
（５）国・県・市等の指摘事項が改善済み又は法人運営・施設運営等に関して過去に重大な問題等を起こしたことがないこと。

２　民営化（譲渡又は貸付け）後の運営に関する条件

（１）譲渡又は貸付けを受けた法人自らが運営すること。
（２）譲渡を受けた建物の利用用途については制限しないが、公序良俗に反する目的での利用は認めない。
（３）地域関係者との話し合いの場を設け、定期的に施設運営等について意見を聴取するとともに、地域住民との交流行事を設けるなど、地域に根差した施設づくりに努めること。
（４）職員を新たに雇用する場合は、佐久市内の居住者から雇用するよう務めること。

（５）食材料及び燃料など日常的なものを購入する場合は、佐久市内に本社・本店などがある事業者から購入するよう努めること。

３　財産に関する条件

（１）土地について

ア　事業者への譲渡又は貸付けを想定しており、その売却金額又は貸付料については、サウンディングを通じて得た情報を踏まえ、算定方法を含めてその金額を今後検討する予定である。

イ　譲渡を受けた建物の利用用途については制限しないが、公序良俗に反する目的での利用は認めない。

ウ　貸付けの場合、貸付期間の満了に伴い貸借契約が終了したとき、又は契約が解除されたときは、佐久市が指定する期間内に借受人の負担により建物等を撤去し、更地とした上で返還するものとする。また、貸付け後の土地の転貸又は賃借権の第三者への譲渡は行ってはならない。

エ　貸付け後の土地の維持管理に要する費用は、運営事業者の負担とする。

（２）建物について

ア　事業者への譲渡を想定しており、その売却金額は、サウンディングを通じて得た情報を踏まえ、算定方法を含めてその金額を今後検討する予定である。

イ　譲渡を受けた建物の利用用途については制限しないが、公序良俗に反する目的での利用は認めない。

ウ　建物・設備については、現状のままでの受渡しを前提としており、譲渡後の維持管理及び老朽化対策等に係る費用は、事業者の負担とする。

（３）物品・設備等について

現在、施設で使用している物品のうち、佐久市が所有するものについては、原則として、無償で譲渡する予定である。ただし、耐用年数の全部を経過していない物品の扱いについては、佐久市との協議により決定する。

４　その他の条件

（１）施設の名称については、佐久市と事前に協議した上で決定し、利用者を含む市民に対して十分な周知を図ること。

（２）民営化に際して必要となった書類作成や諸手続に要した全ての経費は、事業者の負担とすること。